

千葉県立新病院整備基本計画策定支援及び基本設計業務委託に関する  
建設コンサルタント等選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県立新病院整備基本計画策定支援及び基本設計業務委託に関する簡易公募型プロポーザル方式の建設コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)の選定等に関し必要な事項を審議するため、千葉県立新病院整備基本計画策定支援及び基本設計業務委託に関する建設コンサルタント等選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、簡易公募型プロポーザル方式の次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本プロポーザルに参加するコンサルタントの資格基準
- (2) 手続開始の公表内容、応募説明書及び参加表明書の記載内容
- (3) 技術提案書の提出を求める者の選定基準及び評価項目の配点
- (4) 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の記載要領
- (5) 技術提案書の特定に係る評価基準及び評価項目の配点
- (6) 技術提案書の提出者との面接及び業務委託の相手方となるコンサルタントの特定

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員により組織する。

- 2 委員長及び委員は別表のとおりとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を召集し、議長を務める。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて書面で表決することができる。

(関係職員等の出席)

第5条 委員長は必要に応じて、関係職員又は専門的知識を有する者に選定委員会への出席を要請し、または意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、病院局経営企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に定める所掌事務の完了をもって終了する。

別表

区分		職名
委員長		病院局次長
委員	病院局	市立海浜病院長
		市立青葉病院長
		経営企画課長
		経営企画課事業調整担当課長
		管理課人事・定数担当課長
	都市局 建築部	建築部長
		営繕課長
		建築設備課長